

事業化、再構築化、社会経済貢献度が問われる

3	事業化点	<p>①実施体制、資金調達等 ②事業化に向けてマーケット及び市場規模が適切か。 ③補助事業の課題、解決方法が妥当か。 ④補助事業の費用対効果、シナジー効果が期待できるか</p>	<p>それぞれ項目が審査される。 参考例) 実際には評価点数。点数では示せないので定性的評価になる。 ①事業化点について ・補助事業の成果が価格的・性能的に優位性や収益性を有している旨を明確に記載するよりよい。</p>
4	再構築点	<p>①事業再構築指針に沿った、思い切った大胆な事業再構築か。 ②コロナ禍や物価高騰等で、事業再構築の緊要性が高いか。 ③市場ニーズや自社の強み等を踏まえ、「選択と集中」で最適な取組か。 ④先端的なデジタル技術の活用、地域イノベーションへの貢献はあるか。 ⑤アフターコロナ、ウイズコロナ時代に相応しい取組か。</p>	<p>・補助事業の課題とその課題の解決方法が妥当である旨を明確に記載するとよりよい。 ・価格的・性能的に優位性について競合他社と比較して、明確に記載するとよりよい。 ②再構築点について ・リスクの高い思い切った大胆な事業再構築である旨を明確に記載するとよりよい。 ・地域のイノベーションに対する取り組みにかかるとよりよい</p>
5	政策点	<p>①日本経済の構造転換を促すことに資する事業か。 ②先端的デジタル技術、低炭素技術等が国経済社会の進展に寄与するか。 ③V字回復する取組か。 ④グローバル・ニッチトップの潜在性のある取組か。 ⑤地域の雇用や経済成長に資する取組か。 ⑥単独では解決困難な課題を複数事業者の連携で経済的波及効果があるか。</p>	<p>これらは客観的に評価できる項目になる。</p>

グリーン成長とは。

	審査項目	審査ポイント
6	グリーン成長点	<p>① グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取組となっているか。 (研究開発・技術開発計画書を提出した場合) ② 研究開発・技術開発の内容が、新規性、独創性、革新性を有するものであるか。 ③ 研究開発・技術開発の目標が、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題に基づき適切に設定されており、目標達成のための課題が明確で、その解決方法が具体的に示されているか。 ④ 研究開発・技術開発の成果が、他の技術や産業へ波及的に影響を及ぼすものであるか。 (人材育成計画書を提出した場合) ② グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する事業再構築を行うために必要性の高い人材育成を行う計画となっているか。 ③ 目標となる育成像や到達レベルの評価方法などを含め、具体的かつ実現可能性の高い計画が策定されており、また、人材育成管理者により、その進捗を適切に把握できるものとなっているか。 ④ 人材育成を通じて、被育成者が高度なスキルを身につけることができるものとなっているか。また、身に着けたスキルを活用して、企業の成長に貢献できるか。</p>

グリーン枠は再申請が可能！！

- 事業再構築補助金では、1事業者につき支援を受けることが出来る回数は1回に限られていますが、**グリーン成長枠**については、特例的に、**過去支援を受けたことがある事業者も再度申請することを可能**とし、採択された場合には支援を受けることが出来ることとします。
- 但し、支援を受けることができる回数は**2回を上限**とします。



追加提出資料と審査内容

通常の申請に加えて、以下の2つの資料の提出が必要です。

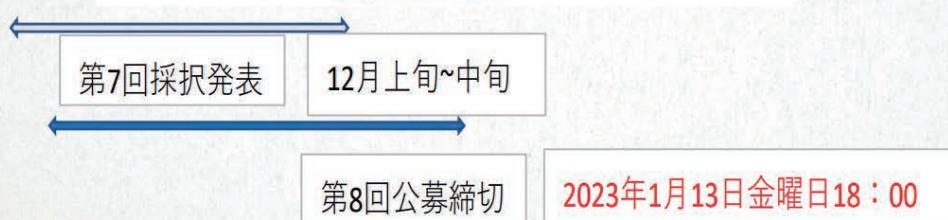
- 既に事業再構築補助金で取り組んでいる事業再構築とは**異なる事業再構築であること**の説明資料
- 既存の事業再構築を行なながら新たに取り組む事業再構築を行うだけの**体制や資金力があること**の説明資料
→通常の審査に加え、**一定の減点**を受けたうえで、**これらの資料についても考慮**したうえで採否を判断します。

加点要素をもらさないように！！

審査項目	ポイント
7 加点要素	<p>①大きな売上が減少しており業況が厳しい事業者に対する加点 ②最低賃金枠申請事業者に対する加点 ③経済産業省が行うEBPMの取組への協力に対する加点 ④パートナーシップ構築宣言を行っている事業者に対する加点 ⑤事業再生を行う者に対する加点 ⑥特定事業者であり、中小企業者でない者に対する加点 ⑦サプライチェーン加点 ⑧足許で原油価格・物価高騰等の経済環境の変化の影響を受けている事業者に対する加点</p> <p>要件に当てはまれば必ず加点されます。採択ラインに合格点が集中する傾向がありますので加点は重要なポイントになり得ます。</p> <p>当てはまるものがある筈と思ってチェックしてください。</p>

リベンジ申請について

12月中旬～翌1月13日までの間、リベンジ可能！！



最低賃金枠は、優先的に採択される！

- 最低賃金の引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい中小企業等を対象とした「最低賃金枠」を設け、補助率を引き上げます。
- 「最低賃金枠」では、事業再構築指針の要件について、主要な設備の変更を求めません。
- 「最低賃金枠」は、加点措置を行い、回復・再生応援枠に比べて採択率において優遇されます。

最低賃金枠の対象となる事業者

【要件】

通常枠の申請要件（P2参照）を満たし、かつ以下を満たすこと

2021年10月から2022年8月までの間で、3か月以上最低賃金+30円以内で雇用している従業員が全従業員数の10%以上いること

従業員数	補助金額	補助率
5人以下	100万円～500万円	
6～20人	100万円～1,000万円	中小企業：3/4 中堅企業：2/3
21人以上	100万円～1,500万円	

○「最低賃金枠」は、回復・再生応援枠に比べて採択率において優遇されます。

○「最低賃金枠」に申請されて、不採択となった事業者については、通常枠で再審査いたします。

物価高騰の影響を確認するべし！！

- コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に基づき、原油価格・物価高騰等の予期せぬ経済環境の変化の影響を受けている事業者を対象に、「緊急対策枠」を設けます。

緊急対策枠の対象となる事業者

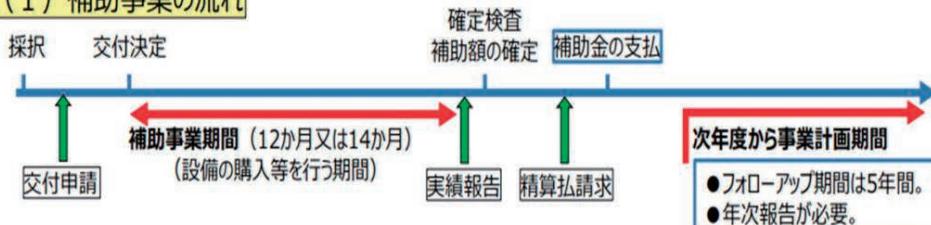
- 通常枠の申請要件（P2参照）(2)～(3)を満たし、かつ以下の要件を満たすこと
- 足許で原油価格・物価高騰等の経済環境の変化を受けたことにより、2022年1月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、2019年～2021年の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること等（※1）。また、コロナによって影響を受けていること（※2）。
 - （※1）売上高に代えて、付加価値額を用いることも可能です。詳しくは公募要領をご参考ください。
 - （※2）電子申請時に、コロナによって受けている影響を申告することが必要になります。

その他留意事項

- 足許で原油価格・物価高騰等の経済環境の変化の影響を受けていることの宣誓書において、影響の内容について説明いただく必要があります。

補助金支払いまでのプロセス

(1) 補助事業の流れ



(2) 事業終了後のフォローアップ項目の例

※年次報告を怠った場合、
補助金の返還を求めます。

●事業者の経営状況、再構築事業の事業化状況の確認

※「大規模資金引上げ枠」では、事業計画期間終了時点において、当該枠の要件（P4参照）を満たせなかった場合、通常枠の補助上限額との差額分の返還を求めます。

●補助金を活用して購入した資産の管理状況の確認、会計検査への対応

※不正、不当な行為があった場合は、補助金返還事由となります。不正があった場合は、法令に基づく罰則が適用される可能性があります。

事前着手

- 補助事業の着手（購入契約の締結等）は、原則として交付決定後です。
- 公募開始後、事前着手申請を提出し、承認された場合は、2021年12月20日以降の設備の購入契約等が補助対象となり得ます。ただし、設備の購入等では入札・相見積りが必要です。
- 交付決定前に事前着手が承認された場合であっても、補助金の採択を約束するものではありません。また、採択された場合でも、補助対象経費については、交付申請時に認められたものに限りますので、公募要領をよくご確認ください。

(1) 通常の手続の流れ



(2) 事前着手を実施する場合

